

平成30年三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																																			
◎予算 (25件) 総務部		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予</td> <td>算</td> <td>25</td> <td>件</td> <td rowspan="6" style="border: none; padding-left: 10px;">} 議案 80件</td> </tr> <tr> <td>条</td> <td>案</td> <td>38</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>そ</td> <td>議</td> <td>17</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>の</td> <td>定</td> <td>-</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>他</td> <td>告</td> <td>23</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>認</td> <td>出</td> <td>-</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>報</td> <td>計</td> <td>103</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>提</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	予	算	25	件	} 議案 80件	条	案	38	件	そ	議	17	件	の	定	-	件	他	告	23	件	認	出	-	件	報	計	103	件		提				
	予	算	25	件	} 議案 80件																																
条	案	38	件																																		
そ	議	17	件																																		
の	定	-	件																																		
他	告	23	件																																		
認	出	-	件																																		
報	計	103	件																																		
提																																					
【1】 平成29年度三重県一般会計補正予算(第8号) (国の平成29年度補正予算(第1号)に対応し、第1次産業関連施設の整備や公共事業の追加等を行うための補正予算 約 149億円)	【2】 平成29年度三重県一般会計補正予算(第9号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について所要の措置を講じるための補正予算 約 11億円)																																				
【3】 平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第3号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について所要の措置を講じるための補正予算 約 7百万円)	【4】 平成29年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について所要の措置を講じるための補正予算 約 10万円)																																				
【5】 平成29年度三重県水道事業会計補正予算(第3号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について所要の措置を講じるための補正予算 約 5百万円)	【6】 平成29年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第3号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について所要の措置を講じるための補正予算 約 3百万円)																																				
【7】 平成29年度三重県電気事業会計補正予算(第3号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について所要の措置を講じるための補正予算 約 1百万円)	【8】 平成29年度三重県病院事業会計補正予算(第3号) (人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について所要の措置を講じるための補正予算 約 13百万円)																																				

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	【9】 平成30年度三重県一般会計予算 (予算額 約 6,968億円)	
	【10】 平成30年度三重県債管理特別会計予算 (予算額 約 1,745億円)	
	【11】 平成30年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算 (予算額 約 16億円)	
	【12】 平成30年度三重県国民健康保険事業特別会計予算 (予算額 約 1,613億円)	
	【13】 平成30年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約 3億円)	
	【14】 平成30年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算 (予算額 約 20億円)	
	【15】 平成30年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約 1億円)	
	【16】 平成30年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算 (予算額 約 2億円)	
	【17】 平成30年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約 7億円)	
	【18】 平成30年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約 3億円)	
	【19】 平成30年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約 4億円)	
	【20】 平成30年度三重県港湾整備事業特別会計予算 (予算額 約 2億円)	
【21】 平成30年度三重県流域下水道事業特別会計予算 (予算額 約 140億円)		
【22】 平成30年度三重県水道事業会計予算 (予算額 約 152億円)		

区分	件名	概要
予算 つづき ◎条例案 (38件) 健康福祉部	【23】 平成30年度三重県工業用水道事業会計予算 (予算額 約 145億円) 【24】 平成30年度三重県電気事業会計予算 (予算額 約 26億円) 【25】 平成30年度三重県病院事業会計予算 (予算額 約 73億円)	
	【26】 三重県子ども基金条例案	子どもが生まれ育った環境に左右されず、豊かに育ち、自己実現を図ることを支援する事業並びに妊娠、出産及び子育てに資する事業に要する経費の財源に充てるため、三重県子ども基金を設置するものである。 (平成30年4月1日から施行) (主な制定内容) ・ 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。
	【27】 住宅宿泊事業法施行条例案	住宅宿泊事業法に基づく、住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図るために必要な規定を整備するものである。 (平成30年6月15日(一部公布の日)から施行) (主な制定内容) (1) 住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を以下のとおり定める。 ① 学校、幼保連携型認定子ども園及び保育所(知事が指定する学校等を除く。)の敷地の周囲110メートル以内の区域にあっては、当該学校等において授業及び保育を行う日(知事が別に定める日を除く。) ② 住居専用地域(知事が指定する地域を除く。)にあっては、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日(知事が別に定める日を除く。) (2) 住宅宿泊事業の届出に係る添付書類を定める。
	<参考> 住宅宿泊事業法 (条例による住宅宿泊事業の実施の制限) 第18条 都道府県(第68条第1項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市等の区域にあっては、当該保健所設置市等)は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる。	

区分	件名	概要
教育委員会	<p>【28】 三重県いじめ防止条例案</p>	<p>いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与するため、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) いじめの防止等のための基本理念を定める。 (2) 県等の責務及び県民等の役割を明らかにする。 (3) いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める。
地域連携部	<p>【29】 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>公職選挙法の一部改正に鑑み、三重県議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担に関する規定を整備するものである。 (平成31年3月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 県議会議員の選挙における候補者が選挙運動用ビラを作成する場合において、県は作成単価(上限7円51銭)に作成枚数(上限16,000枚)を乗じて得た金額を、当該候補者とビラの作成契約を締結したビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に支払う。 (2) その他規定を整備する。
総務部	<p>【30】 三重県部制条例の一部を改正する条例案</p>	<p>平成30年度の組織機構の見直しに伴い、部の名称等の改正を行うものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 医療及び介護の連携を一層推進し、医療及び健康づくりの取組、食品及び医薬品等の安全確保、感染症対策並びに医薬品等の開発支援を一体的に推進するため、「医療保健部」を設置する。 (2) 子ども・子育て支援の取組及び生活保護等の社会的扶助の取組の連携を図り、子どもの貧困対策を一層推進するとともに、障がい児及び障がい者に係る施策の連携を推進し、障がいを抱える方々のライフステージに応じた切れ目のない支援を実施するため、「子ども・福祉部」を設置する。 (3) 「医療保健部」及び「子ども・福祉部」の設置に伴い、現行の「健康福祉部」を廃止する。 (4) その他関係条例の規定を整理する。

区 分	件 名	概 要								
健康福祉部	<p>【31】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給の認定等に係る審査の事務の一部を、全ての市町が処理することとする。 								
<p><参考></p> <p>○ 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 2～4 (略)</p>										
総務部	<p>【32】 三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案</p> <p>【33】 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案</p> <p>【34】 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>伊勢建設事務所宮川下水道室を中勢流域下水道事務所と統合することに伴い、行政機関の設置に係る規定の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中勢流域下水道事務所の名称、位置及び所管区域を改正する。 <p>平成30年度の職員定数の見直しに伴い、知事の事務部局の職員の定数の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の定数を改正する。 <table border="1" data-bbox="762 1462 1353 1529" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">現行</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の事務部局</td> <td style="text-align: center;">4,346人</td> <td style="text-align: center;">4,335人</td> <td style="text-align: center;">△11人</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合等の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別職に属する職員の期末手当について、給料月額及び給料月額に100分の45(現行100分の20)を乗じて得た額の合計額に年間支給割合100分の330(現行100分の410)を乗じて得た額に改める。 		現行	改正後	増減	知事の事務部局	4,346人	4,335人	△11人
	現行	改正後	増減							
知事の事務部局	4,346人	4,335人	△11人							

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	<p>【35】 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>【36】 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に減ずるものである。 (公布の日(一部平成30年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事等の給料を減額するための特例期間を平成29年4月1日から平成31年3月31日まで(現行平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)とする。 <p>人事委員会の議会及び知事に対する平成29年10月11日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。 (公布の日(一部平成30年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般職に属する職員の勤勉手当について、年間支給割合を100分の180(現行100分の170)に改める。

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	<p>【37】 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>職員が特定大規模災害に対処するため災害応急作業に従事した場合等の特殊勤務手当の支給に関する規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員が特定原子力事業所の敷地内等において作業したときは、日額4万円を超えない範囲内で危険作業手当を支給する。 (2) 職員が特定大規模災害に対処するため災害応急作業に引き続き5日以上従事したときの危険作業手当は、日額600円を超えない範囲内の額を加算して支給することとする。 (3) 警察職員が特定大規模災害による遭難者等の捜索救助その他の危険又は困難等を伴う救援等の業務に引き続き5日以上従事したときの警察特殊業務手当は、日額840円を超えない範囲内の額を加算して支給することとする。 (4) 職員が特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業に従事したときは、日額4千円を超えない範囲内で死体処理手当を支給する。 (5) 職員が東日本大震災に対処するため作業した場合の危険作業手当の支給の対象となる作業を整理する。
健康福祉部	<p>【38】 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案</p> <p>【39】 三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>民間における退職給付及び国家公務員の退職手当の支給の実情に鑑み、退職手当の額の引下げ等を行うものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 三重県職員退職手当支給条例本則に基づき計算した額に乗じる調整率を100分の83.7(現行100分の87)に引き下げる。 (2) 勤続期間の計算に係る規定を整備する。 <p>前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合について改正を行うものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金の拠出率を「10万分の41」から「10万分の40」に改める。

区 分	件 名	概 要
環境生活部	【40】 三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案	三重県消費者行政活性化基金の設置の目的を達成するための事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行) (主な改正内容) (1) 条例の有効期限を平成30年3月31日から平成33年3月31日まで延長する。 (2) 上記に規定する期限までに実施された事業に係る精算期限を、平成30年12月31日から平成33年12月31日まで延長する。
<p><参考></p> <p>○ 三重県消費者行政活性化基金の概要 国から交付された地方消費者行政活性化交付金により、消費生活相談体制の整備や消費者啓発を図るため、設置されている。</p>		
防災対策部	【41】 三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。 (平成30年4月1日(一部平成30年5月1日)から施行)
総務部	【42】 免税軽油使用者証交付手数料徴収条例の一部を改正する条例案	免税軽油使用者証の交付等に係る手数料についての規定を整備するものである。 (平成30年10月1日から施行)
雇用経済部	【43】 三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案	試験研究機関における試験項目の見直し等に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。 (平成30年4月1日から施行)
警察本部	【44】 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案	地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。 (平成30年4月1日から施行)
総務部	【45】 三重県県税条例の一部を改正する条例案	納税証明書の交付手数料についての規定を整備するものである。 (平成30年10月1日から施行)

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【46】 三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p>【47】 三重県がん対策推進条例の一部を改正する条例案</p> <p>【48】 地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例の一部を改正する条例案</p> <p>【49】 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>がん診療連携体制の見直し等に伴い、規定を整理するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>地方独立行政法人法の一部改正等に鑑み、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会の所掌事務等についての規定を整備するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の諮問に応じ、中期計画の認可及び業務の実績の評価について意見を述べることを委員会の所掌事務として規定する。 <p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正等に鑑み、青少年有害情報フィルタリングサービス等についての規定を整備するものである。 (公布の日(一部平成30年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保護者が青少年有害情報フィルタリング有効化措置を希望しない旨の申し出をするに当たっては、書面又は電磁的記録の提出を義務付ける。 (2) 携帯電話等の使用者の年齢確認義務等、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律で新たに規定され、重複することとなった規定を削る。 (3) その他規定を整備する。
環境生活部	<p>【50】 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を加えるものである。 (公布の日から施行)</p>

区 分	件 名	概 要																																
県土整備部	<p>【51】 都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>【52】 三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例案</p> <p>【53】 三重県建築基準条例の一部を改正する条例案</p> <p>【54】 三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>伊賀市の都市計画区域の統合に伴い、規定を整理するものである。 (平成30年4月2日から施行)</p> <p>屋外広告物法の一部改正等に鑑み、規定を整備するものである。 (平成30年4月1日及び同年10月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない地域に、田園住居地域を加える。 (2) 公益上必要な広告付き案内図板等を設置し、その広告料収入をこれらの施設等の設置又は管理に要する費用に充てる場合における禁止地域等の規定の適用を除外する規定を新設する。 (3) 屋外広告物の安全対策の充実を図るため、点検義務等について規定を整備する。 (4) 屋外広告物講習会手数料の規定を整備する。</p> <p>建築基準法の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・ 日影による中高層の建築物の高さの制限区域に、田園住居地域を加える。</p> <p>宅地開発工事の完了公告までに建築物を建築するための承認申請に係る手数料についての規定を整備するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p>																																
教育委員会	<p>【55】 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案</p>	<p>平成30年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・ 公立学校職員の定数を改正する。</p> <table border="1" data-bbox="718 1825 1468 2027"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立学校</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 高等学校</td> <td>3,540人</td> <td>3,498人</td> <td>△42人</td> </tr> <tr> <td> 特別支援学校</td> <td>1,249人</td> <td>1,285人</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td>市町立学校</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 小学校</td> <td>6,975人</td> <td>6,928人</td> <td>△47人</td> </tr> <tr> <td> 中学校</td> <td>3,817人</td> <td>3,712人</td> <td>△105人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,581人</td> <td>15,423人</td> <td>△158人</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正後	増減	県立学校				高等学校	3,540人	3,498人	△42人	特別支援学校	1,249人	1,285人	36人	市町立学校				小学校	6,975人	6,928人	△47人	中学校	3,817人	3,712人	△105人	合計	15,581人	15,423人	△158人
	現行	改正後	増減																															
県立学校																																		
高等学校	3,540人	3,498人	△42人																															
特別支援学校	1,249人	1,285人	36人																															
市町立学校																																		
小学校	6,975人	6,928人	△47人																															
中学校	3,817人	3,712人	△105人																															
合計	15,581人	15,423人	△158人																															

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	<p>【56】 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>【57】 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>【58】 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成29年10月11日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の勤勉手当の支給割合の改正を行うものである。 (公布の日(一部平成30年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立学校職員の勤勉手当について、年間支給割合を100分の180(現行100分の170)に改める。 <p>民間における退職給付及び国家公務員の退職手当の支給の実情に鑑み、退職手当の額の引下げ等を行うものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 公立学校職員の退職手当に関する条例本則に基づき計算した額に乗じる調整率を100分の83.7(現行100分の87)に引き下げる。 勤続期間の計算に係る規定を整備する。 <p>県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、三重県立名張桔梗丘高等学校及び三重県立名張西高等学校を廃止するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p>
病院事業庁	<p>【59】 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県立志摩病院において、介護保険法の規定に基づく通所リハビリテーション等を行うに当たり、使用料等についての規定を整理するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険法に係る居宅介護サービス及び介護予防サービスに関する使用料の額の算定に係る規定を整理する。
企業庁	<p>【60】 三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案</p>	<p>工業用水道事業の円滑な維持運営を図るため、工業用水の料金の額を改定するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中伊勢工業用水道の基本料金、使用料金及び超過料金の単価を改定する。

区 分	件 名	概 要
警察本部	<p>【61】 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案</p>	<p>都市計画法の一部改正に鑑み、風俗営業の許可に係る営業制限地域等についての規定を整備するとともに、インターネット社会の発展に鑑み、風俗営業者の遵守事項についての規定を整備するものである。</p> <p>(平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 風俗営業の許可に係る営業制限地域、風俗営業等に係る騒音及び振動を規制する地域並びに深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域に田圃住居地域を加える。</p> <p>(2) マージャン店、パチンコ店等及びゲームセンター等の営業者並びに特定遊興飲食店営業者は、インターネット上をはじめ営業所外においても賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をしてはならないこととする。</p>
健康福祉部	<p>【62】 三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例案</p>	<p>介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業者の指定権限等が市町に移譲されることに伴い、三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止するものである。</p> <p>(平成30年4月1日から施行)</p>
農林水産部	<p>【63】 主要農作物種子のは場審査等に関する条例を廃止する条例案</p>	<p>主要農作物種子法の廃止に伴い、主要農作物種子のは場審査等に関する条例を廃止するものである。</p> <p>(平成30年4月1日から施行)</p>
<p>◎その他議案 (17件) 総務部</p>	<p>【64】 包括外部監査契約について</p>	<p>包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項に規定する包括外部監査契約を締結するものである。</p> <p>【契約の目的】 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告</p> <p>【契約の始期】 平成30年4月1日</p> <p>【契約金額】 10,990,944円を上限とする額</p> <p>【契約の相手方】 早川忠宏:弁護士</p>

区 分	件 名	概 要
農林水産部	【65】 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について	平成30年度において県が行う農林水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。
県土整備部	【66】 土木関係建設事業に対する市町の負担について	平成30年度において県が行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。
	【67】 北勢沿岸流域下水道(北部処理区)の維持管理に要する費用の市町負担の改定について	北勢沿岸流域下水道(北部処理区)の維持管理に要する経費に充てるため、下水道法第31条の2第1項の規定により、平成30年度から平成32年度までの関係市町の負担を次のとおり定める。 1 関係市町 四日市市 桑名市 いなべ市 東員町 菰野町 朝日町 川越町 2 負担金の単価 流入水量1立方メートルにつき 52円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。) 3 負担金の額 負担金の単価に流入水量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。
	<参考>	<p>○供用開始年月:昭和63年1月</p> <p>○現行単価:流入水量1立方メートルにつき 58円 (平成27年度～平成29年度、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【68】 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)の維持管理に要する費用の市負担の改定について	北勢沿岸流域下水道(南部処理区)の維持管理に要する経費に充てるため、下水道法第31条の2第1項の規定により、平成30年度から平成32年度までの関係市の負担を次のとおり定める。 <ol style="list-style-type: none"> 1 関係市 四日市市 鈴鹿市 亀山市 2 負担金の単価 流入水量1立方メートルにつき 66円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。) 3 負担金の額 負担金の単価に流入水量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。
	<参考> ○供用開始年月:平成8年1月 ○現行単価:流入水量1立方メートルにつき 72円 (平成27年度～平成29年度、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)	
	【69】 中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)の維持管理に要する費用の市負担の改定について	中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)の維持管理に要する経費に充てるため、下水道法第31条の2第1項の規定により、平成30年度から平成32年度までの関係市の負担を次のとおり定める。 <ol style="list-style-type: none"> 1 関係市 津市 2 負担金の単価 流入水量1立方メートルにつき 82円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。) 3 負担金の額 負担金の単価に流入水量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。
<参考> ○供用開始年月:平成5年4月 ○現行単価:流入水量1立方メートルにつき 89円 (平成27年度～平成29年度、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)		

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	<p>【70】 中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)の維持管理に要する費用の市町負担の改定について</p> <p>【71】 工事請負契約について</p>	<p>中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)の維持管理に要する経費に充てるため、下水道法第31条の2第1項の規定により、平成30年度から平成32年度までの関係市町の負担を次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係市町 津市 松阪市 多気町 2 負担金の単価 流入水量1立方メートルにつき 91円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。) 3 負担金の額 負担金の単価に流入水量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。 <p><参考></p> <p>○供用開始年月:平成10年4月 ○現行単価:流入水量1立方メートルにつき 89円 (平成27年度～平成29年度、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)</p> <p>一般国道25号(五月橋)橋梁上部工工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 伊賀市治田地内～奈良県山辺郡山添村遅瀬地内 ○ 契約金額 748,440,000円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 JFEエンジニアリング株式会社名古屋支店 支店長 杉本 洋 ○ 工事の概要 橋梁上部工(鋼下路式ローゼ桁橋) L=92.5m

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【72】 工事請負契約の変更について	一般国道169号(土場バイパス)道路改良(新土場トンネル(仮称))工事 ○ 場所 熊野市神川町土場地内 ○ 契約金額 変更前 1,264,658,400円 変更後 1,385,606,520円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 津市大倉19番1号 日本土建・井本・宇城特定建設工事共同企業体 代表者 日本土建株式会社 代表取締役社長 田村 頼一 ○ 工事の概要 トンネル工 L=405.0m 道路工 L=120.3m
	【73】 工事請負契約の変更について	中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)志登茂川浄化センター汚泥処理機械設備工事 ○ 場所 津市白塚町地内～河芸町影重地内 ○ 契約金額 変更前 602,964,000円 変更後 605,763,360円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目22番8号 クボタ環境サービス株式会社中部支店 支店長 西野 雅也 ○ 工事の概要 汚泥処理機械設備新設 汚泥濃縮設備 1式 汚泥脱水設備 1式 汚泥脱臭設備 1式

区 分	件 名	概 要
農林水産部	【74】 損害賠償の額の決定及び和解について	平成29年11月9日、伊勢農林水産事務所(水産室)職員が、志摩市大王町船越にある深谷漁港において、漁船検認を行っていた際、漁船の甲板を損傷させた事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものである。 損害賠償額 41,040円
県土整備部	【75】 損害賠償の額の決定及び和解について	平成29年10月23日、県営住宅パールハイツ西丸之内の受水槽を囲むパネルの一部が、台風第21号に伴う強風により落下して同敷地内駐車場に駐車していた車両に接触し、車体を損傷した事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものである。 損害賠償額 382,421円

区 分	件 名	概 要
教育委員会	<p>【76】 損害賠償の額の決定及び和解について</p> <p>【77】 損害賠償の額の決定及び和解について</p> <p>【78】 損害賠償の額の決定及び和解について</p>	<p>平成29年10月23日、県立津工業高等学校敷地内に設置されている投球練習場の屋根の支柱が、台風第21号に伴う強風により倒壊し、隣接する住宅敷地内のフェンス等を破損した事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものである。</p> <p>損害賠償額 159,840円</p> <p>平成29年10月23日、県立津工業高等学校敷地内に設置されている投球練習場の屋根の支柱が、台風第21号に伴う強風により倒壊し、隣接する住宅敷地内のフェンスを破損した事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものである。</p> <p>損害賠償額 63,720円</p> <p>平成29年12月5日、県立稲葉特別支援学校敷地内の樹木の枝が、強風により同校敷地内駐車場に駐車していた車両に落下し、車体を損傷した事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものである。</p> <p>損害賠償額 78,840円</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	【79】 損害賠償の額の決定及び和解について	平成29年12月5日、県立稲葉特別支援学校敷地内の樹木の枝が、強風により同校敷地内駐車場に駐車していた車両に落下し、車体を損傷した事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものである。 損害賠償額 28,512円
健康福祉部	【80】 第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の策定について	平成25年3月にみえ歯と口腔の健康づくり基本計画を策定し、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできたが、当計画が平成30年3月末で終了することから、第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画を策定するものである。 (計画の概要) 第1章 基本方針 計画の趣旨、位置づけ等について示したものである。 第2章 みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の評価と課題 現行計画の数値目標に係る達成状況の評価、計画期間中の主な成果と課題について示したものである。 第3章 歯と口腔の健康づくりの目標 めざす姿、めざす姿に向けた取組内容、評価指標と目標値について示したものである。 第4章 歯と口腔の健康づくり対策の推進 各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくり対策等について示したものである。 第5章 歯と口腔の健康づくりの推進体制 計画の推進体制と進行管理等について示したものである。 (計画の期間) 平成30年度から平成34年度までとする。
<p><参考></p> <p>第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の策定については、みえ歯と口腔の健康づくり条例(平成24年三重県条例第42号)第12条第3項の規定により議会の議決を要する。</p>		

区 分	件 名	概 要
◎報告 (23件) 県土整備部	【81】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)	県営住宅の不法占有に伴う建物明渡請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。
健康福祉部	【82】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成29年9月22日津市栄町四丁目地内の国道23号において発生した障害者相談支援センターに係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 135,331円
農林水産部	【83】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成29年7月18日四日市市中村町地内の市道において発生した農業研究所(基盤技術研究室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 602,612円

区 分	件 名	概 要
農林水産部 つづき	【84】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成29年11月7日三重郡朝日町繩生地内の国道1号において発生した中央農業改良普及センター(専門技術室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 209,909円
県土整備部	【85】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成28年11月4日四日市市高角町地内の市道において発生した四日市建設事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 30,000円
	【86】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成29年2月24日四日市市川原町地内の国道1号において発生した四日市建設事務所(総務・管理室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 4,441円

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【87】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成29年9月26日津市桜橋三丁目地内の市道において発生した津建設事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 83,431円
	【88】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成29年10月23日いなべ市北勢町阿下喜地内の駐車場において発生した北勢流域下水道事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 91,692円
	【89】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成29年10月26日南牟婁郡御浜町大字阿田和地内の国道42号において発生した熊野建設事務所(保全室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 649,900円

区 分	件 名	概 要
警察本部	<p>【90】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成28年9月28日四日市市日永東二丁目地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,836,084円</p>
	<p>【91】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成28年12月22日伊勢市神久2丁目地内の市道において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 3,344,060円</p>
	<p>【92】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成29年6月11日名古屋市東区東桜一丁目地内の県道堀田高岳線において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 47,689円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【93】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成29年7月16日志摩市阿児町国府地内の県道鳥羽大王線 において発生した鳥羽警察署に係る自動車による公務上の事故に 関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 318,960円</p>
	<p>【94】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成29年8月3日鈴鹿市磯山四丁目地内の国道23号において 発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損 害賠償の額について和解した。 損害賠償額 896,224円</p>
	<p>【95】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成29年8月5日津市本町地内の国道23号において発生した 津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額 について和解した。 損害賠償額 42,790円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	【96】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成29年9月15日津市高茶屋五丁目地内の国道165号において発生した亀山警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 100,656円
教育委員会	【97】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成29年10月16日桑名市大字東方地内の市道において発生した県立桑名高等学校に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 339,607円
県土整備部	【98】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成29年9月8日熊野市井戸町地内の県道七色峽線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 136,352円

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【99】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【100】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【101】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成29年10月22日四日市市桜台二丁目地内の県道平尾茶屋町線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 7,620円</p> <p>平成29年10月24日津市垂水地内の県道上浜高茶屋久居線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 210,481円</p> <p>平成29年10月28日鈴鹿市西庄内町地内の県道四日市関線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 2,200円</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【102】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成29年10月28日熊野市新鹿町地内の国道311号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 95,006円</p>
<p>健康福祉部</p>	<p>【103】 地方独立行政法人三重県立 総合医療センターの常勤職 員の数について</p>	<p>地方独立行政法人法第54条第2項の規定に基づくもの。</p>

平成30年 定例会 2月定例月会議 議案聴取会日程 (案)

- 1 開催年月日 平成30年2月19日(月) 全員協議会終了後
平成30年2月20日(火) 午前10時から
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 聴 取 順

所 管 名	議案	報告	備考
総務部	○		19日
防災対策部	○		
戦略企画部	○		
警察本部	○	○	
病院事業庁	○		
企業庁	○		
健康福祉部	○	○	
環境生活部	○		
地域連携部	○		
農林水産部	○	○	20日
雇用経済部	○		
県土整備部	○	○	
教育委員会	○	○	
部外	○		

※部外 人事委員会事務局・監査委員事務局・出納局
議会事務局

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PHYSICS DEPARTMENT

PHYS 441
PHYS 442
PHYS 443
PHYS 444

PHYSICS 441-444

PHYSICS 441-444

質問者一覧表(案)

平成30年定例会(2月定例会会議)

月 日(曜)	質問区分	順序・氏名(会派)				
		1	2	3	4	5
2月26日(月)	代表質問	議員 (新政みえ)	議員 (自民党)			
2月28日(水)	一般質問	議員 (新政みえ)	議員 (自民党)	議員 (鷹山)	議員 (公明党又は 日本共産党)	議員 (公明党又は 日本共産党)
3月 2日(金)	一般質問	議員 (新政みえ)	議員 (自民党)	議員 (新政みえ)	議員 (自民党)	
3月 7日(水)	一般質問	議員 (新政みえ)	議員 (自民党)	議員 (新政みえ)		

(参考) ・代表質問時間(答弁を含む。)は、一人70分程度。

・一般質問時間(答弁を含む。)は、一人60分程度。

・関連質問

新政みえ 6回 自民党 5回 鷹山 1回 公明党 1回 日本共産党 1回
能動 1回 大志 1回 草の根運動いが 1回 青峰 1回

請願の処理経過及び結果の報告

- 平成28年定例会11月定例会議で採択された請願
 - ・ 開発許可に係る基準と土砂災害警戒区域等の指定に係る基準の運用等について改善を求めることについて

- 平成29年定例会11月定例会議で採択された請願
 - ・ 私学助成について

1. The first part of the document is the title page.

2. The second part of the document is the abstract.

3. The third part of the document is the introduction.

意見書・決議案の提出期限

委員会提出

委員会開催当日

議員発議

3月14日（水）午後5時まで

議会对応業務にかかる執行部提案への対応について
～議会運営委員会における協議結果～

1 本会議・委員会への出席者の簡素化

(1) 議案質疑のための本会議への出席者の縮小

知事・副知事・危機管理統括監と該当する部局長のみの出席としたい。

〈通常の出席説明員〉

知事、副知事、危機管理統括監、
各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、公安委員会委員長、警察本部長、
選挙管理委員会委員長、人事委員会委員長、代表監査委員、
人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長

【協議結果】

- 常時出席：知事、副知事、危機管理統括監。
- 議案に関係する場合又は発言通告で答弁要求のある場合に出席：部長、局長、教育長、企業庁長、病院事業庁長、警察本部長、行政委員会委員長、行政委員会事務局長。

(2) 本会議の執行部連絡員の縮小

総務部財政課長と警察本部総務課長の2名に縮小したい。

〈現在の執行部連絡員〉

危機管理副統括監、戦略企画部副部長、総務部副部長2名、総務部財政課長、
教育委員会事務局副教育長、警察本部警務部総務課長 の計7名
※議運の申合せでは、9名の範囲内で在室を認めている。

【協議結果】

- 総務部財政課長と警察本部総務課長の2名に縮小することを確認。

2 本会議における発言通告提出期限の早期化

発言通告の提出期限を質問日前々日の午後5時から午後1時に変更していただきたい。

【協議結果】

- 発言通告書の提出期限を質問・質疑日の前々日(休日を除く)の午後1時に変更。

注：実施時期等について

いずれの項目も、平成30年2月定例会より実施するものとする。

発 言 通 告 書

質疑に係る記載例について

(発言予定 ○月○日)

○○○○○ 議員

発 言 の 要 旨

答弁を求める者

【予算議案の場合】

議案第一号に関する質疑

- ▽
- 一 情報システム整備推進事業予算の考え方について
- 二 流域下水道（建設）事業に係る市町分担金について

知 事

地域連携部長

県土整備部長

【条例案の場合】

議案第三号に関する質疑

- 一 ○○条例第二条第一項を改正する必要性について
- 二 ○○条例の施行時期について

総務部長

人事委員会委員長

【その他議案の場合】

議案第二十四号に関する質疑

- 一 工事請負契約の変更契約内容について

県土整備部長

分割質問

有

無

(※有の場合は、分割内容を通告書の提出時に担当書記へ知らせてください。)

資料の映写

有

無

(※有の場合は、発言日前々日の午後5時までに担当書記へ渡してください。)

※該当する方に○をつけてください。

の 使用

レジャーポイント

有

無

※発言通告書の提出は、
発言日前々日の午後1時
までをお願いします。

2月19日の議事予定

開 議
諸報告

- ・議案等の配付について
- ・包括外部監査の結果報告書の配付について
- ・三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定に基づく予算に関する補助金等に係る資料及び交付決定実績調書の配付について
- ・例月出納検査報告書並びに請願・陳情処理経過一覧表の配付について
- ・説明員の出席要求について

日程第1 議案第1号から議案第80号まで〔提案説明〕

日程第2 特別委員会の調査事項に関する報告の件

日程第3 特別委員会廃止の件

休会の件
散 会

全員協議会

議案聴取会

議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討
プロジェクト会議

(2月20日)

議案聴取会

議会運営委員会

予算決算常任委員会理事会

平成30年 定例会日程

月	日	曜	日	程	備考
2月	9日	金	休	会	議会運営委員会
	10日	土			
	11日	日		(建国記念の日)	
	12日	月		(振替休日)	
	13日	火	休	会	
	14日	水	休	会	全員協議会
	15日	木	休	会	
	16日	金	休	会	
	17日	土			
	18日	日			
	19日	月	本会議	議案上程 提案説明(2月定例会月会議)	全員協議会 議案聴取会
	20日	火	休	会	議案聴取会 議会運営委員会
	21日	水	休	会	
	22日	木	休	会	
	23日	金	休	会	
	24日	土			
	25日	日			
	26日	月	本会議	代表質問 議案質疑	議会運営委員会
	27日	火	休	会	
	28日	水	本会議	一般質問	
3月	1日	木	休	会	
	2日	金	本会議	一般質問	
	3日	土			
	4日	日			
	5日	月	本会議	追加議案上程	議案聴取会 議会運営委員会
	6日	火	休	会	
	7日	水	本会議	一般質問 議案質疑	
	8日	木	委員会	予算決算常任委員会(予算総括質疑)	
	9日	金	委員会	付託議案審査[戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、健康福祉病院の各常任委員会・分科会]	
	10日	土			
	11日	日			
	12日	月	委員会	付託議案審査[総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会]	
	13日	火	委員会	付託議案審査[戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、健康福祉病院の各常任委員会・分科会]	
	14日	水	委員会	付託議案審査[総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会]	
	15日	木	休	会	(常任委員会予備日)
	16日	金	休	会	(委員会等予備日)
	17日	土			
	18日	日			
	19日	月	委員会	予算決算常任委員会(採決)	
	20日	火	休	会	代表者会議 議会運営委員会
	21日	水		(春分の日)	
	22日	木	本会議	採決(2月定例会月会議)	
	23日	金	休	会	
	24日	土			
	25日	日			
	26日	月	休	会	
	27日	火	休	会	
	28日	水	休	会	
	29日	木	休	会	
	30日	金	本会議	追加議案上程 採決(3月会議)	
	31日	土			

※ 請願陳情の受理
・2月19日(月) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間
① 12月22日～ 2月18日
② 3月23日～ 6月 3日